



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

- 告示
  - 865 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
  - 866 宅地建物取引業法による聴聞 (公共建築課)
  - 867 " ( " )
- 公安委員会告示
  - 44 駐車監視員資格者講習の実施
- 警察本部告示
  - 3 和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 諸報

入札公告

(警察本部)

## 告 示

### 和歌山県告示第865号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
海南在宅福祉企業組合	海南市木津273	ケアセンター和が家	海南市木津273	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 21.6.17
医療法人恵友会	海南市船尾264-2	医療法人恵友会 デイサービスセンターガーデン スパ恵友	海南市日方1274-76	通所介護・介護 予防通所介護	平成 21.6.19

### 和歌山県告示第866号

宅地建物取引業法(昭和27年法律176号)第65条第1項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成21年7月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成21年7月29日(水)午後3時30分から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館4階 402会議室
- 3 被聴聞者(宅地建物取引業者)

- (1) 商号 昌栄不動産
- (2) 代表者氏名 前田昌計
- (3) 事務所所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町山崎24
- (4) 免許証番号 和歌山県知事(3)第3170号
- (5) 免許年月日 平成19年11月17日

### 和歌山県告示第867号

宅地建物取引業法(昭和27年法律176号)第65条第1項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成21年7月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成21年7月29日(水)午後1時30分から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館4階 402会議室
- 3 被聴聞者(宅地建物取引業者)

- (1) 商号 株式会社井上地所
- (2) 代表者氏名 代表取締役 井上猛
- (3) 事務所所在地 奈良県五條市田園二丁目2番地の1
- (4) 免許証番号 国土交通大臣(4)第5377号
- (5) 免許年月日 平成20年9月13日

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第44号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施する。

平成21年7月21日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

- 1 駐車監視員資格者講習の期日、場所及び予定人員
  - (1) 実施期日  
次表のとおり

講習	平成21年9月3日(木) 午前9時30分～午後6時 (受付時間 午前9時～午前9時30分)
	平成21年9月4日(金) 午前9時30分～午後6時 (受付時間 午前9時～午前9時30分)
審査試験	平成21年9月11日(金) 午前9時30分～午前10時30分 (受付時間 午前9時～午前9時20分)

(2) 実施場所

和歌山市手平二丁目1番2号  
和歌山ビッグ愛2階 201会議室

(3) 講習予定人員

90名

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

受講の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真(受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。)をちょう付すること。)

イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真をちょう付すること。)

ウ 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)等受講の申込みをする者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

申込者は、申込書等と引換えに、駐車監視員講習の日時、場所等を記載した講習指定書を受け取り、駐車監視員講習の当日に指定された講習場所において公安委員会所定の駐車監視員資格者講習手数料納付書により、講習手数料を納付した上、駐車監視員資格者講習受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に居住する者の場合

申込者の居住地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に居住する者の場合

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成21年8月3日(月)から同年9月2日(水)まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く。)の午前10時から午後5時まで

(5) 講習手数料

19,000円(駐車監視員講習1日目の受付において、駐車監視員資格者講習手数料納付書に講習手数料の金額の

和歌山県証紙をちょう付し、提出すること。現金での納付は、取り扱わない。)

3 留意事項

(1) 講習予定人員を超えた場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 審査試験終了後の合格発表は、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書の郵送により行う。

4 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター  
〒640-8524 和歌山市西1番地 交通センター内  
電話番号 073-473-0356

(2) 申込書の備付場所

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター  
又は和歌山県内各警察署交通課

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年7月21日

和歌山県警察本部長 永松健次

1 一般競争に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年7月21日(火)において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同等規模以上の業務の契約を告示日から過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、信号柱等ヘカメラを設

置し、自動車ナンバープレートを認識して電子化処理したプレート情報をネットワークを利用して拠点サーバに送信するシステムの構築実績を有することとする。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を告示日から過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用による複数のサーバ機器をメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器についてメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

キ 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

ケ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、ク及びケに掲げる要件をすべて満たし、構成員のうちシステム構築を担当する者は(1)のオを、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びキの要件をそれぞれ満たし、代表者を賃貸借業務を担当する者としてしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税  
b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税  
b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

<p>(ケ)申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)</p> <p>(コ)和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。</p> <p>(サ)申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)</p> <p>(シ)申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)</p> <p>(ス)申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)</p> <p>(セ)保守体制証明書</p> <p>(ソ)コンソーシアム協定書の写し</p> <p>(2)(1)のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者又は情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格を有し、競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。</p> <p>(3)(1)のア及びイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年7月21日(火)から同年8月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4)(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年8月4日(火)午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>4 資格審査説明会の場所及び日時</p> <p>(1)場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室</p> <p>(2)日時</p>	<p>平成21年7月31日(金)午前10時</p> <p>5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所 3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年7月28日(火)から同年8月12日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。</p> <p>6 資格審査申請書類の配布の場所 和歌山県警察本部刑事部刑事企画課 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(代表) ファクシミリ番号 073-423-2779</p> <p>7 資格審査の結果通知 資格審査の結果は、郵便により平成21年8月18日(火)までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。</p> <p>8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 (1)一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。 (2)(1)の説明は、平成21年8月21日(金)午後4時までに書面により求めることができる。 (3)(2)の書面は、持参により提出するものとする。 (4)説明に対する回答については、平成21年8月25日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。 (5)(2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>諸 報</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>入 札 公 告</b></p> <p>和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成21年7月21日 和歌山県警察本部長 永松健次</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1)事業年度 平成21年度</p> <p>(2)調達役務の名称及び数量 和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務一式</p> <p>(3)履行期間 ア 和歌山県警察捜査支援システム増強業務期間 契約日から平成22年3月31日までの間</p>
--	--

<p>イ 和歌山県警察捜査支援システム賃貸借期間 平成22年3月1日から平成27年2月28日までの間</p> <p>(4) 調達役務の仕様等 仕様書による。</p> <p>(5) 納入場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎2階機械室 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）</p> <p>(6) 入札金額 総額で入札することとする。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成21年和歌山県警察本部告示第3号に規定する和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 刑事企画課 電話番号 073-423-0110（代表） ファクシミリ番号 073-423-2779</p> <p>(2) 期間 平成21年7月21日（火）から同年8月3日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の（1）に同じ。</p> <p>イ 期間 3の（2）に同じ。</p> <p>(2) （1）により交付する入札説明書に対して質問がある者は、刑事企画課に対して平成21年8月4日（火）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室</p> <p>(2) 日時 平成21年7月31日（金） 午前10時</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p>	<p>ア 入札場所 5の（1）に同じ。</p> <p>イ 入札日時 平成21年8月31日（月） 午前10時</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p>
---	--

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

## 12 契約書作成の要否

要

## 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

## 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課出納係

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 16 Summary

- (1) Increase and rental of Wakayama Prefectural Police Criminal Investigation Support System

- (2) Time limit for tender :

By hand : Monday, August 31, 2009. 10:00A.M.

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, J

apan

phone : 073-423-0110